

# 避難確保計画について

～要配慮者利用施設の職員・関係者の皆様へ～

1. 避難確保計画とは？
2. 近年の豪雨災害
3. 命を守る避難行動
4. 避難確保計画の作成

# 避難確保計画とは

1. 避難確保計画とは？
2. 近年の豪雨災害
3. 命を守る避難行動
4. 避難確保計画の作成

# 避難確保計画とは

- 法律※1によって作成が義務付けられている水害や土砂災害からの避難計画です
- 作成対象は、**危険なエリア**※2に所在している**要配慮者利用施設**（高齢者、障がいのある方、児童や乳幼児など防災上配慮を必要とする方が利用する施設）となります

※1 水防法、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）、津波防災地域づくりに関する法律

※2 仙台市の場合、**洪水浸水想定区域**と**土砂災害警戒区域**および**土砂災害特別警戒区域**が対象（令和3年度現在）

# 避難確保計画とは

## ■ 避難確保計画に定める項目

- ① 計画の目的
- ② 計画の適用範囲
- ③ 防災体制
- ④ 情報収集及び伝達
- ⑤ 避難の誘導
- ⑥ 避難の確保を図るための施設の整備
- ⑦ 防災教育及び訓練の実施
- ⑧ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合のみ）

※非常災害対策計画や消防計画、BCP（事業継続計画）等、施設において他の防災計画を作成している場合は、上記項目を追記することでも避難確保計画を作成したと見なすことが可能です（記載内容は仙台市の『避難確保計画ひな形』に準じること）

# 避難確保計画が作成義務となった経緯

- 従来より、要配慮者が利用する社会福祉施設等には、災害時の避難の確保や避難訓練の実施が推進されてきました
- しかし平成28年8月に発生した台風第10号による豪雨災害では、高齢者施設が浸水し、利用者9名が犠牲となりました



火災や地震についての対応だけでなく、水害時や土砂災害時にも確実な避難ができるよう、あらかじめ計画を定めることが重要に



平成29年に水防法および土砂災害防止法の一部が改正され、**避難確保計画の作成**と水害や土砂災害を想定した**避難訓練の実施**が義務化

# 避難訓練の実施報告が義務となった経緯

- 法改正後は全国の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成が進んでおりました
- しかし令和2年7月豪雨では、高齢者施設の利用者14名が犠牲となり、避難の実効性をより高める必要性が生じました



令和3年の法改正で、水害や土砂災害に関する**避難訓練の実施結果報告**も義務化されることに

避難確保計画  
+  
避難訓練の実施結果

報告義務



## 2

# 近年の豪雨災害

1. 避難確保計画とは？
2. 近年の豪雨災害
3. 命を守る避難行動
4. 避難確保計画の作成

# 全国の1時間降水量50mm以上の回数

■ 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は**増加傾向に**

※この雨の降り方は「非常に激しい雨」と表現され、傘は役に立たず、屋外は水しぶきで視界が悪くなり、車の運転が危険になります

全国【アメダス】1時間降水量50mm以上の年間発生回数

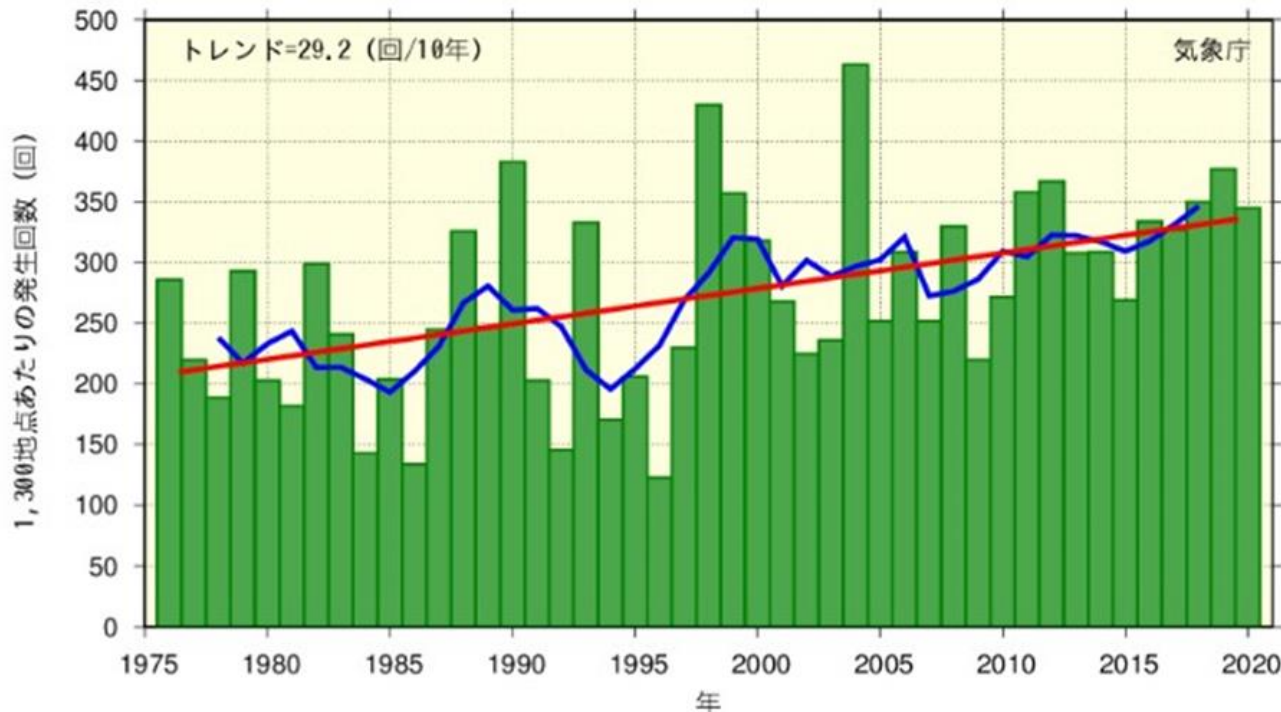


図 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化(1976~2020年)

棒グラフ(緑)  
年間発生回数

折れ線グラフ(青)  
5年移動平均値

直線グラフ(赤)  
長期変化傾向

出典:気象庁HP



# 近年の豪雨災害



平成30年7月豪雨  
岡山県倉敷市  
【出典:国土交通省】



令和2年7月豪雨  
熊本県人吉市  
【出典:国土交通省】

平成  
30  
年

平成  
31  
年  
(令和元年)

令和  
2  
年

令和  
3  
年

令和元年10月  
令和元年東日本台風  
(台風第19号)  
長野県長野市  
【出典:内閣府】



令和3年7月  
静岡県熱海市で  
発生した土石流  
【出典:国土交通省】



# もしかすると自分たちの身にも？

- 毎年のように、全国各地で大雨による災害が発生
- 気候変動により、大雨を起因とする災害は増える可能性が・・・
- ハード対策には技術・時間・コストの面から限界があり、命を守る為にはソフト対策が重要
- 万が一の状況に平時から備えることが大切



施設の利用者や、職員の皆様の命を守るため  
**避難確保計画**を作成し活用してください

# 3

## 命を守る避難行動

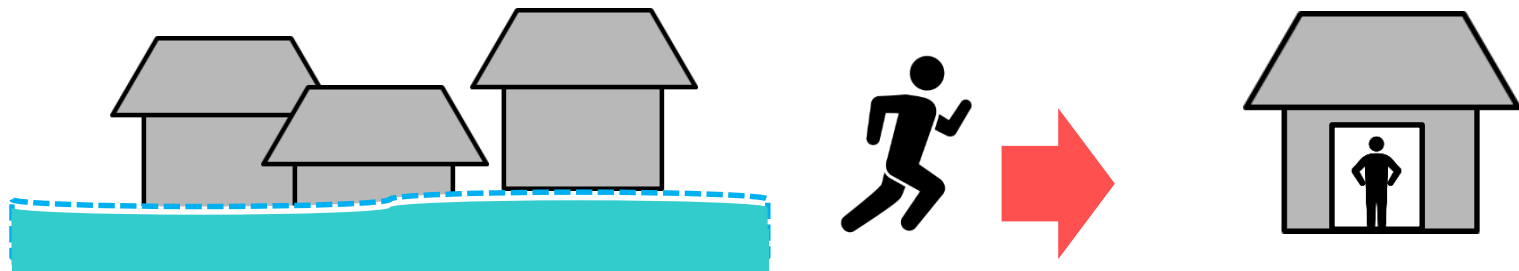
1. 避難確保計画とは？
2. 近年の豪雨災害
3. **命を守る避難行動**
4. 避難確保計画の作成

# 洪水による被害のおそれがある区域

- 大雨により河川が増水し、水が溢れたり、堤防が決壊した場合に浸水する恐れがある区域を『**洪水浸水想定区域**』といいます
- 仙台市では、以下の対象河川の浸水想定区域をハザードマップに反映しています

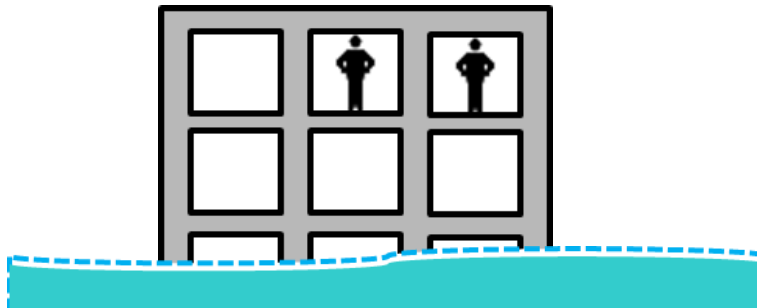
広瀬川、名取川、七北田川、梅田川  
策川、旧策川、増田川、砂押川

- 避難行動の原則は**洪水浸水想定区域の外に出ること**



# 洪水による被害のおそれがある区域

- 浸水深について以下の基準で区別しています
  - 0.5m未満 : 一般家屋の床面より低い浸水
  - 0.5～3.0m未満 : 一般家屋2階の床面くらいまで浸水する恐れ
  - 3.0m以上 : 一般家屋2階の床面を越える浸水の恐れ
- 浸水深**3.0m未満**であれば建物2階以上での**屋内安全確保**も可能(長期の孤立化に備えて非常食や水等の準備をする)



※建物が平屋建ての場合や、上層階が使用できない場合は、指定避難所や協力施設等へ避難してください

# 洪水による被害のおそれがある区域

- 浸水深**3.0m以上**の区域と、河川氾濫時に一般的な木造住宅を押し流すほどの強い水の流れや、河岸浸食が発生する恐れのある区域(**家屋倒壊等氾濫想定区域**という)を

**早期の立退き避難が必要な区域**に設定しています

- 上記の区域に施設が所在する場合には、たとえ建物2階以上に避難したとしても**建物内に留まることは危険**であり推奨しません

※例外として、**家屋倒壊等氾濫想定区域の外**にあり、浸水深の**想定よりも高さがある建物**の場合は、**屋内安全確保も検討可能**  
(例)学校や規模の大きな病院等で、非常食や水の備蓄、非常用電源の準備など長期の孤立化にも耐えられると判断した場合

# 土砂災害による被害のおそれがある区域

- 仙台市内には936の土砂災害警戒区域と、830の土砂災害特別警戒区域があります(令和3年10月現在)

## 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域

## 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域



出典:国土交通省

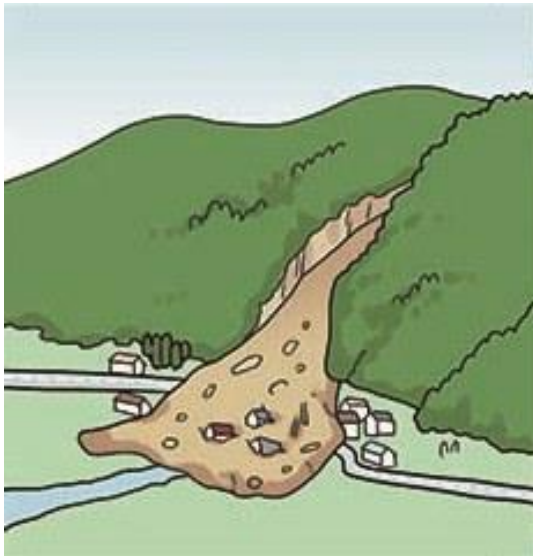
これらの区域外においても、土砂災害は発生する可能性があります

# 土砂災害による被害のおそれがある区域

- 土砂災害は主に、土石流・がけ崩れ・地すべりに分類されます

## 土石流

山から崩れた土や石が、水と一緒にあって強い勢いで流れ下ってくる



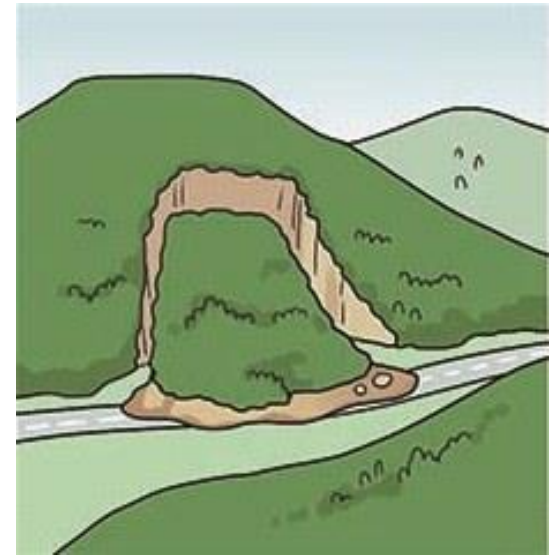
## がけ崩れ

急な斜面が一気に崩れる



## 地すべり

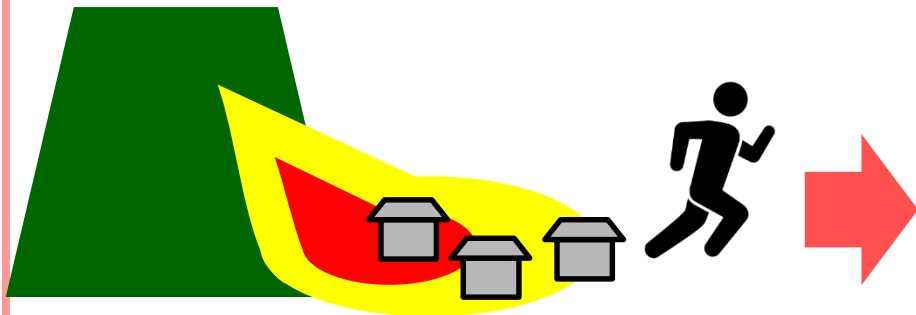
やや傾斜のゆるい斜面が広い範囲で、かたまりのまま動く



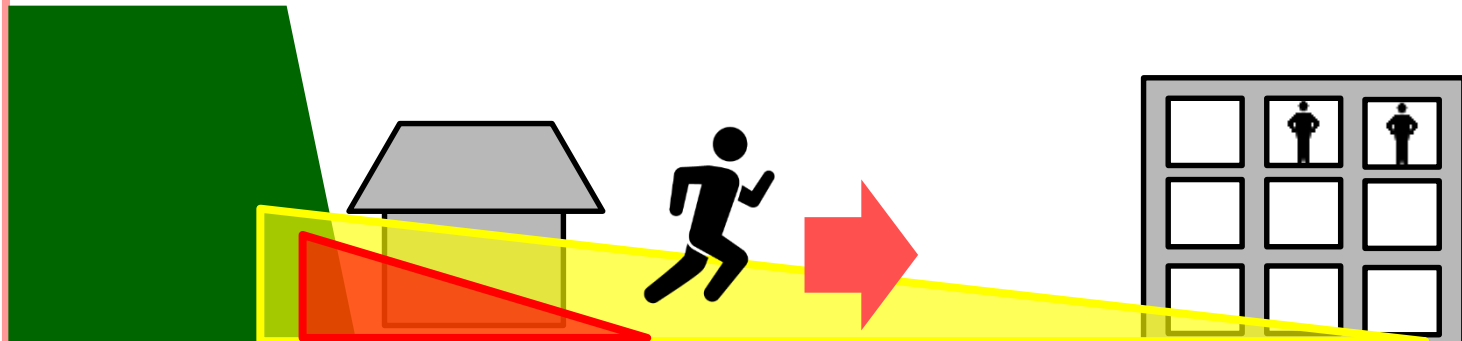


# 土砂災害による被害のおそれがある区域

- 施設が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に所在する場合、原則としてこれらの区域の外に避難すること（指定避難所や協力施設等へ移動）

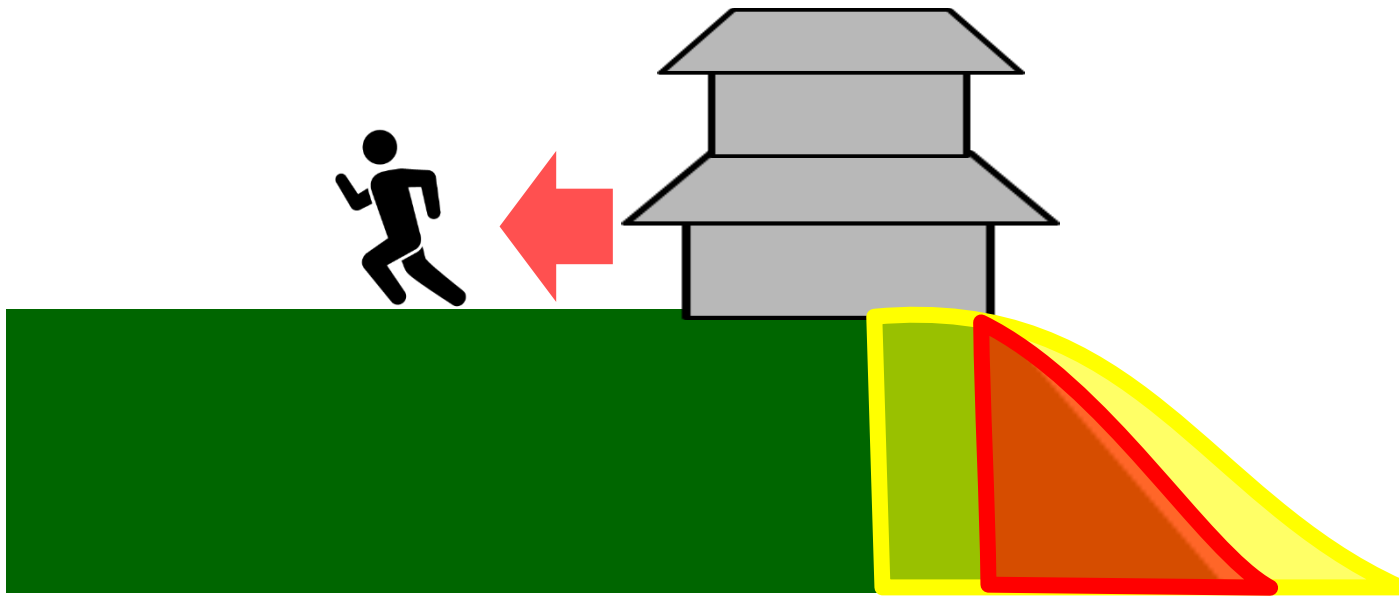


- 区域外への避難が困難な場合は土砂災害特別警戒区域の外にある堅牢な建物の2階以上（崖や斜面と反対側）へ



# 土砂災害による被害のおそれがある区域

- 下図のように土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定されている場合は**倒壊の恐れがある為、屋外へ避難**（指定避難所や協力施設等へ移動）



※土台が崩れ建物が傾き始めるとフレーム等がゆがみ、ドアが開かなくなる場合があります！  
逃げ遅れには十分注意してください！

# 大雨時の指定避難所

- 地域団体の意向等により**大雨時に初動では開設しない**指定避難所に注意します

仙台防災ハザードマップで大雨時に初動で開設する指定避難所を確認



## 2021年度 大雨時に初動では開設しない指定避難所

| 青葉区     | 宮城野区             | 若林区 | 太白区       | 泉区              |
|---------|------------------|-----|-----------|-----------------|
| 折立小学校   | 幸町小学校            |     | 金剛沢小学校    | 八乙女中学校※2 住吉台中学校 |
| 上杉山通小学校 | 幸町南小学校           |     | 生出小学校     | 桂小学校 高森中学校      |
| 川前小学校   | 仙台工業高等学校         |     | 湯元小学校※2   | 加茂中学校 高森東小学校    |
| 五城中学校   | 仙台大志高等学校         |     | 旧坪沼小学校※2  | 向陽台中学校 鶴が丘中学校   |
| 東二番丁小学校 | 榴岡小学校            |     | 人来田中学校※2  | 将監小学校 七北田中学校    |
| 東六番丁小学校 | 東華中学校            |     | 八木山南小学校※2 | 将監中央小学校 南光台小学校  |
| 南吉成中学校  | 岩切東コミュニティ・センター※1 |     |           | 将監中学校 南光台東中学校   |
| 桜丘中学校   |                  |     |           | 将監東中学校 松森小学校    |
|         |                  |     |           | 松陵中学校 南中山中学校    |

※1 岩切東コミュニティ・センターは洪水浸水想定区域内で平屋建てのため、大雨時は開設しません

※2 湯元小学校、旧坪沼小学校、人来田中学校、八木山南小学校、八乙女中学校は土砂災害警戒区域内に校舎及び体育館があるため、大雨時は開設しません

# 避難を始めるタイミング

- 要配慮者は一般の方と比べ避難に時間を要することに留意し、**警戒レベル3「高齢者等避難」**の避難情報が仙台市から発令されたタイミングで、避難行動を開始します

| 警戒レベル                                 | 新たな避難情報等   |   |
|---------------------------------------|--|---|
| 5                                     |  <p>災害発生<br/>又は切迫</p>       | <p>きんぎゅうあんぜんかくほ<br/><b>緊急安全確保</b>※1</p> |
| <p>~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~</p> |  |   |
| 4                                     |  <p>災害の<br/>おそれ高い</p>       | <p>ひなんしじ<br/><b>避難指示</b>※2</p>          |
| 3                                     |  <p>災害の<br/>おそれあり</p>      | <p>こうれいしゃとうひなん<br/><b>高齢者等避難</b></p>    |
| 2                                     |  <p>気象状況悪化</p>            | <p>大雨・洪水・高潮注意報<br/>(気象庁)</p>            |
| 1                                     |  <p>今後気象状況<br/>悪化のおそれ</p> | <p>早期注意情報<br/>(気象庁)</p>                 |

※雨の降り方や施設近辺の状況で危険を感じた場合は、**警戒レベル3「高齢者等避難」**  
**警戒レベル4「避難指示」**の発令を待たずに避難行動を開始します

(指定避難所は開設されていない可能性があるので注意)

出典:内閣府

# ハザードマップの確認

- まずはハザードマップを確認することが重要です

The image shows a screenshot of the Sendai City website. At the top, there is a navigation bar with the city logo and name '仙台市 SENDAI CITY 杜の都'. Below this is a green navigation menu with icons for 'ホーム', 'くらしの情報', '観光情報・イベント', '事業者向け情報', and '市政情報'. A red dashed circle highlights a red button labeled '防災・緊急情報' (Disaster and Emergency Information) in the right-hand sidebar. Below this button are several other sidebar items, including 'FAQ よくある質問と回答' and '仙台市総合コールセンター 社の都おしえてコール 電話番号022-398-4894'. The main content area features a large red banner with white text: '新型コロナウイルス感染症特設ページ' (Special Page for COVID-19 Infection). Below this is a yellow banner with a red exclamation mark icon and the text '緊急事態宣言発令中' (Emergency Declaration Issued). At the bottom left of the main content area, there is a small 'caution' label.

# ハザードマップの確認

The screenshot shows the Sendai City website with a green header and navigation bar. The main content area is divided into sections for news, new information, and hazard maps. A red dashed circle highlights the 'Hazard Maps' section.

**仙台市 SENDAI CITY 杜の都**

Google カスタム検索 | サイト内検索 | Foreign Language | サイトマップ | 閲覧補機能

ホーム | 暮らしの情報 | 観光情報・イベント | 事業者向け情報 | 市政情報 | メニュー一覧を表

災害時のトイレの確保について  
災害時に発令される避難情報が変更されました

目的からさがす

イベントを探す | 施設を探す・予約する  
申請・届出をする | 相談窓口を探す

**防災・緊急情報**

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について  
避難所における新型コロナウイルス感染症対策についてマニュアル（別冊）を作成しました

**新着情報**

2021年7月26日

- 台風第8号への備えをお願いします

2021年5月17日

- 令和3年度仙台市シェイクアウト訓練を実施します

2021年5月17日

- 災害時に発令される避難情報が変更されます

2021年5月14日

- 全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験（第1回）を実施します

2021年3月1日

- 「東日本大震災から10年 つなごう！学ぼう！防災・減災パネル展in科学館」を開催します

**ハザードマップ等（各種災害の危険予測地図）**

- 仙台防災ハザードマップ（水害、土砂災害ハザードマップ）
- 仙台市ハザードマップの見方と避難行動
- 仙台市地震ハザードマップ
- 仙台市津波ハザードマップ（津波からの避難の手引き）
- 仙台市宅地造成履歴情報マップ
- 仙台市浸水想定区域図（内水ハザードマップ）
- せんだいくらしのマップ（施設情報・津波ハザードマップ・洪水ハザードマップ・土砂災害危険地マップ・浸水履歴マップ・ため池ハザードマップ）（外部サイトへリンク）
- ため池ハザードマップ

# ハザードマップの確認

## 洪水浸水想定区域の表示例

せんだいくらしのマップ  
せんだいくらしのマップは、仙台市が提供する地理情報システムです。

洪水ハザードマップ

マップ切替

現在地 仙台市若林区土樋1丁目 付近

透過性 初期値

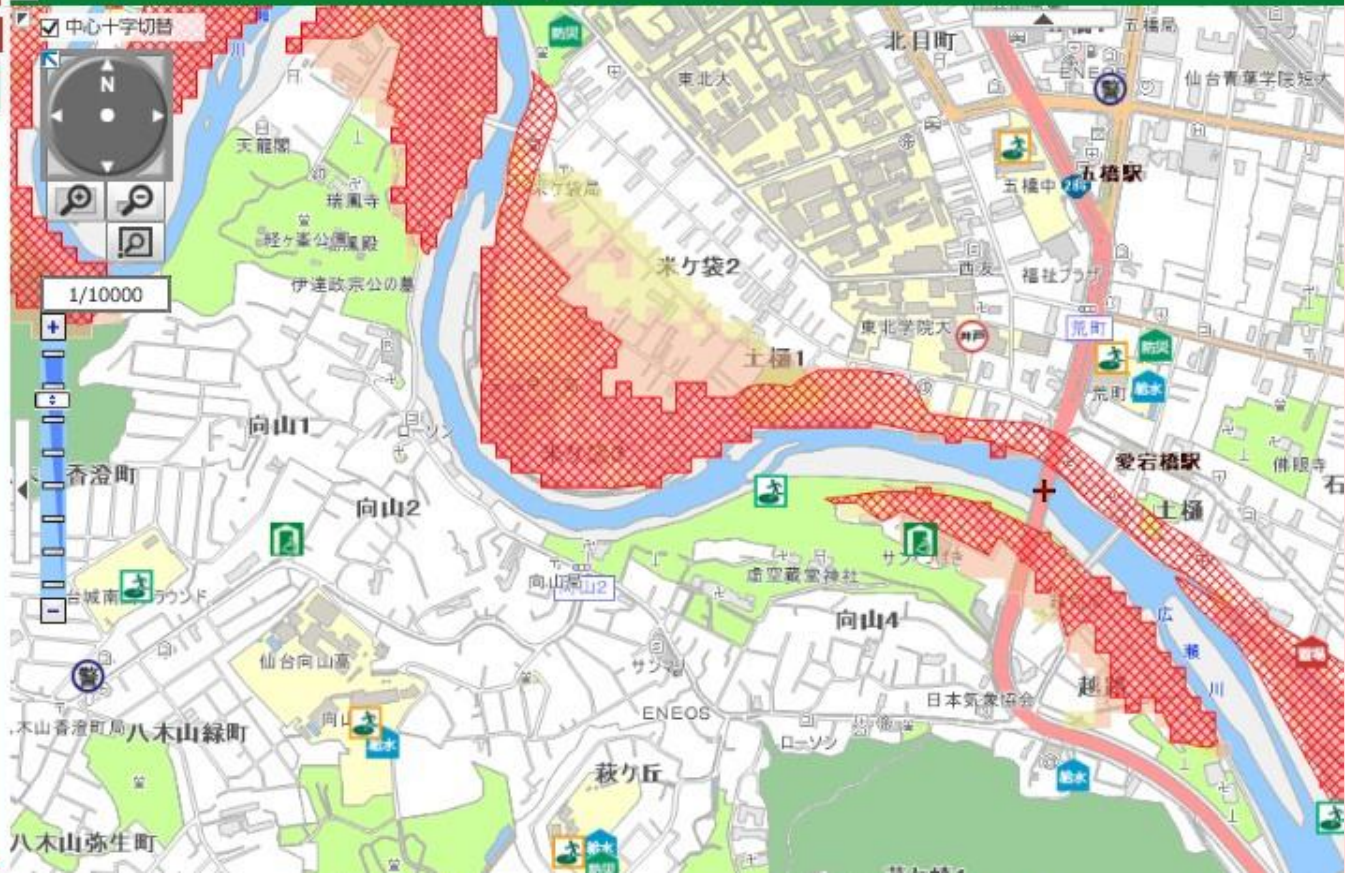
入力例: 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

検索

探す 測る 描く ルート

表示切替 全て選択 全てはずす

- 洪水ハザードマップ(広瀬川)
- 広瀬川浸水想定区域
  - 3.0m以上
  - 0.5m~3.0m
  - 0.5m未満
- 早期の立退き避難が必要な区域(広瀬川)
- 早期立退き避難が必要な区域(広瀬川)
- 洪水ハザードマップ(名取川)
- 名取川浸水想定区域
  - 3.0m以上
  - 0.5m~3.0m
  - 0.5m未満
- 早期の立退き避難が必要な区域(名取川)
- 早期立退き避難が必要な区域(名取川)



# ハザードマップの確認

## ■ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の表示例

 **せんだいぐらしのマップ**  
せんだいぐらしのマップは、仙台市が提供する地理情報システムです。

土砂災害危険地マップ

マップ切替

現在地 仙台市若林区土樋1丁目 付近

透過性 初期値

入力例: 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

検索

探す 測る 推く ルート

表示切替 全て選択 全てはずす

- 土砂災害警戒区域等マップ
  - 警戒区域(急傾斜地の崩壊)
    - 警戒区域(急傾斜地の崩壊)
  - 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
    - 特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)
  - 警戒区域(土石流)
    - 警戒区域(土石流)
  - 特別警戒区域(土石流)
    - 特別警戒区域(土石流)
  - 警戒区域(地すべり)
    - 警戒区域(地すべり)
- 避難施設
  - コミュニティ防災センター
  - コミュニティ防災センター
- 市の施設
  - 市役所・区役所・証明発行センター





# 4

## 避難確保計画の作成

1. 避難確保計画とは？
2. 近年の豪雨災害
3. 命を守る避難行動
4. **避難確保計画の作成**

# 避難確保計画に記載する内容

## ①計画の目的

- 避難確保計画の作成目的と訓練への活用、また計画を修正した際には、仙台市へ報告することについて記載します

※仙台市の『避難確保計画ひな形』には、すでに記載済み

## ②計画の適用範囲

- 誰が避難確保計画の適用対象となるのか、また施設の状況について記載します
- 『せんだいくらしのマップ(20ページ参照)』を活用し、施設における災害種別を確認し記載

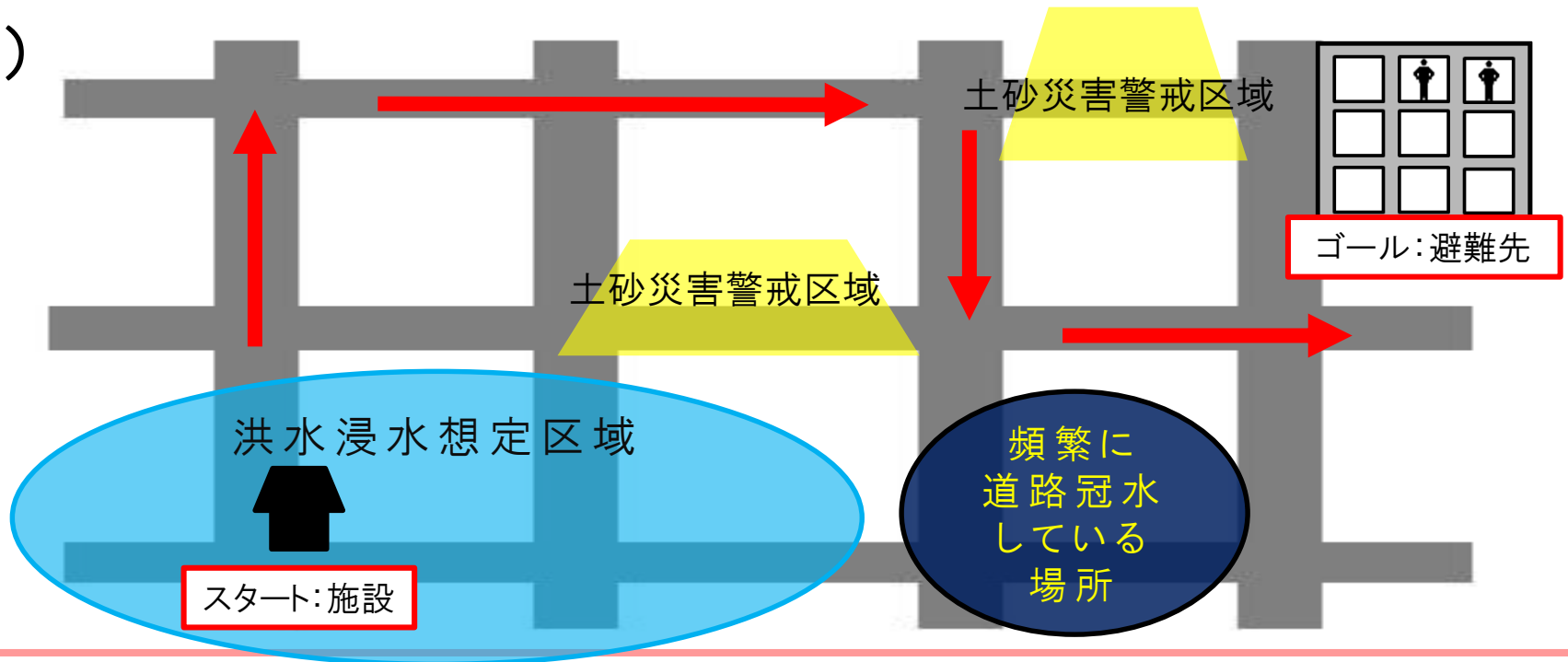
**※施設において想定される災害を、必ず確認してください**

# 避難確保計画に記載する内容

## 施設周辺の避難経路図

- 避難先としている場所までの経路図を作成します
- 避難経路に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険な区域が含まれている場合もある為、ハザードマップを確認のうえ、実際に道を歩き(移動し)できるだけ安全な経路を検討します

例)



# 避難確保計画に記載する内容

## ③防災体制

- 対象となる災害別に、避難行動の判断時期や活動内容、対応者防災体制を定めます
- 仙台市の『避難確保計画ひな形』では、基本となる活動内容が記載済みですが、施設ごとに適宜内容を変更・追加してください（施設の閉館や、安全を確保した上での利用者引き渡しなど）
- 洪水浸水想定区域にあり『**早期の立退き避難が必要な区域**』に施設が所在している場合、**警戒レベル3「高齢者等避難」**が発令されたタイミングで、要配慮者の避難誘導のみでなく**施設全体の避難行動を開始**するよう記載します

|   |   |                         |
|---|---|-------------------------|
| 4 | <br>災害のおそれ高い | 避難指示※2                  |
| 3 | <br>災害のおそれあり | こうれいしゃとうひなん<br>高齢者等避難※3 |
| 2 |              | 大雨・洪水・高潮注意報             |

出典：内閣府

このタイミングで避難開始  
(19ページ参照)

# 避難確保計画に記載する内容

## ④情報収集及び伝達

- 大雨が予測されるときは、テレビやラジオ、スマートフォン等の情報機器を使用し、**気象情報や避難情報を集め**、職員（施設状況に応じ利用者にも）に**共有**してください
- 収集した情報のほか、施設周辺で浸水や土砂災害の前兆現象が確認された場合は、避難行動を開始します

※仙台市の『避難確保計画ひな形』には、すでに記載済み

## ⑤避難誘導

- 避難場所や移動距離、移動手段、避難に要する時間を記載します
- 車両を使用して避難する場合は、利用者の乗降にかかる時間も考慮してください

# 避難確保計画に記載する内容

## ⑥避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集や避難誘導に使用する資機材について、保管状況を把握し、適切に管理するよう努めます
- 施設内での屋内安全確保を計画している場合は、非常食や飲料水の備蓄をします
- 電気・ガス・水道・トイレ等が使用できなくなる恐れに留意し、資機材を準備することが望ましいといえます

## ⑦防災教育及び訓練の実施

- 年1回以上の訓練の実施を避難確保計画に記載します
- 訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に「**訓練実施報告書**」（仙台市ホームページ内に掲載）を提出してください

※複数回実施した場合は、まとめてご報告いただいても構いません

# 避難確保計画に記載する内容

## ⑧自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合のみ) または防災体制一覧表

- 災害時に、誰が・何を・どのように実施するか定めておくことは、いざという時の混乱を防ぎ、迅速な避難誘導につながります
  - それぞれの施設状況に応じて「自衛水防組織」、または同様の活動を実施する「自衛消防組織」等の防災組織を設置し、災害に備えてください
  - 休日・夜間も利用者が滞在する施設の場合、時間帯によっては在館する従業員等が少なく、十分な防災体制を確保することが難しいことがあります
- ※管理者は近隣在住の従業員等の非常参集も検討して組織編成に努めてください

# まとめ

- ★避難確保計画とは法律によって**作成が義務**付けられている水害や土砂災害からの避難計画です
- ★令和3年の法改正で、水害や土砂災害に関する**避難訓練の実施結果報告も義務化**されました
- ★ハザードマップを確認し**命を守る避難行動**ができるよう備えます
- ★施設を利用する要配慮者に対し避難誘導を実施するタイミングは原則として**警戒レベル3「高齢者等避難」**の避難情報発令時です

避難確保計画についてのご質問・ご相談は、下記担当までお問い合わせください

担当：仙台市危機管理局 防災・減災部 減災推進課  
TEL:022-214-3048 E-mail:[kks000130@city.sendai.jp](mailto:kks000130@city.sendai.jp)